

令和5年12月行財政改革推進会議資料  
受益者負担適正化の取組みについて

資料目次

- |   |                   |          |
|---|-------------------|----------|
| 1 | 受益者負担の必要性について     | 1 ページ    |
| 2 | これまでの取組み状況        | 2～5 ページ  |
| 3 | 受益者負担適正化指針の概要について | 6 ページ    |
| 4 | 原価計算の方法について       | 7 ページ    |
| 5 | 今回の見直しについて        | 8 ページ    |
| 6 | 対象条例一覧            | 9～11 ページ |

## 1. 受益者負担の必要性について（平成27年11月策定「受益者負担の適正化指針」から一部抜粋）

行財政改革のひとつとして、負担とサービスの関係見直しについて検討を行いました。

中期財政計画では、少子高齢化等に伴う税収減や社会保障費の増などの要因で、内部努力を続けたとしても、将来に向けて現在の行政サービスレベルが維持できないという状況にあります。

受益者負担の見直しは、現在のサービスレベルを継続していくため、市民の皆さんに負担とサービスの関係についてご協力いただくことでもあり、その見直しのひとつとして、まず使用料等について考え方を整理し、統一的な指針を作成して見直しを行ったものです。

受益者負担の適正化は、施設等の利用者と未利用者における税負担の公平性を保つため、利用者に施設利用の対価として相応の使用料等を求めるとともに、使用料等算定方法の適正化、類似施設間での適正化を図るものです。

## 2. これまでの取組み状況

### ① 平成28年4月新料金適用

<p>施設白書の作成 平成24年7月</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設の配置状況の調査分析、公表</li> <li>● 施設の利用状況の調査分析、公表</li> <li>● コスト情報（維持管理、事業運営、減価償却）の調査分析、公表</li> <li>● スtock情報（建物、利用、運営状況）の調査分析、公表</li> </ul>
<p>受益者負担の適正化指針(庁内案)の策定 平成27年4月</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原価計算に基づく費用（コスト）の明確化</li> <li>● サービスの性質による受益者負担割合の設定</li> <li>● <math>\text{受益者負担} = \text{サービスのコスト} \times \text{負担割合}</math></li> <li>● 減免基準の明確化</li> </ul>
<p>市民説明会の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成27年7月～8月、市内7か所にて実施</li> <li>● 参加者総数254名</li> </ul>
<p>議会への説明 平成27年9月から11月</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各施設の負担割合(案)の提示</li> <li>● 同一料金を設定する施設のグループ化(案)の提示 等</li> </ul>
<p>受益者負担の適正化指針の最終決定 平成27年11月</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各施設の負担割合決定</li> <li>● 同一料金を設定する施設のグループ化決定 等</li> </ul>
<p>個別の使用料等の見直し 平成27年12月議会への提案 平成28年4月新料金の適用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 指針及び議会からの指摘等を踏まえ、個別使用料等の見直し</li> <li>● 定期利用団体への説明会と一般利用者への広報</li> </ul>



## ② 令和元年10月新料金適用

方針決定 平成30年11月	● 令和元年10月新料金改正に伴う見直し方針決裁
行財政改革推進本部会議及び行財政改革 特別委員会、行財政改革推進会議 平成30年11月、平成30年12月、平成31年2月	● 令和元年10月新料金改正に伴う見直し方針報告
個別の使用料等の見直し 令和元年6月議会への提案 令和元年10月（消費税増税時）新料金の適用	● 定期利用団体への説明や一般利用者への広報

### ③ 令和5年4月料金改定見送り



#### ④ 令和6年4月新料金適用

総務委員会協議案外報告 令和5年9月19日	● 受益者負担適正化の取組の経過報告
	
佐世保市緊急経済対策本部会議 令和5年10月25日	● 令和6年4月改正へ向けた協議
	
方針決定 令和5年11月8日	● 令和6年4月改正を決定
	
令和5年度12月定例会 令和5年12月4日	● 条例改正の議案提出

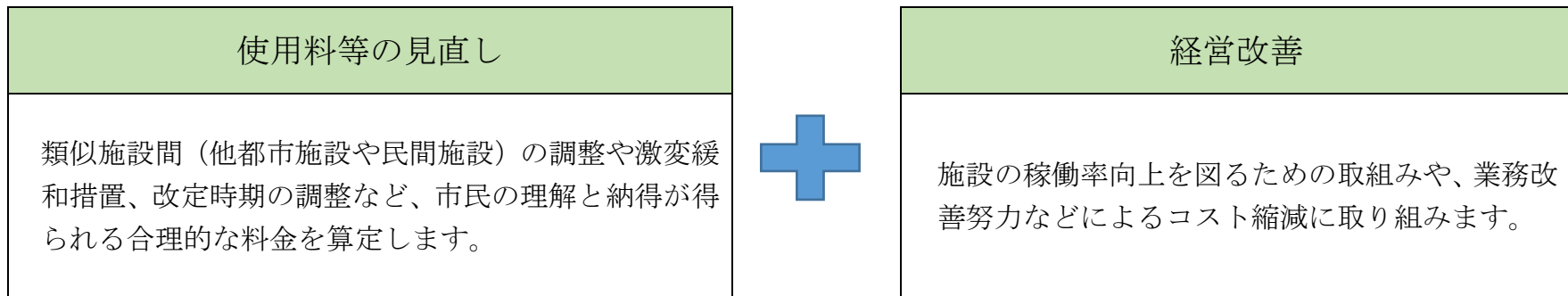
### 3. 受益者負担の適正化指針の概要について

市が提供する公共施設等について、費用(コスト)がどの程度かかるのかを明らかにするとともに、サービスを受ける方(受益者)だけでなく、広く市民の皆様にご理解いただけるよう、受益と負担をより適正化するための基本指針を策定しています。(「受益者負担の適正化指針(概要版)」参照)

#### 基本的な考え方

定期的な検証と見直しを実施するため、概ね3年毎の見直しを実施

受益者負担の原則	算定方法の明確化	同種同等施設の格差解消
税負担の公平性や公正性を確保する観点から、サービスを公共性と収益性の観点から分類し、その分類ごとに受益者負担の割合を設定します。	原価計算を原則とした算定方法を設定します。	同種同等の施設の負担均衡を図るため、グループ毎の料金設定を行います。



## 4. 原価計算の方法について

### 【受益者負担額の算定イメージ】

$$\text{受益者負担額} = (\text{施設全体の原価} - \text{控除財源}) \times \text{受益者負担割合} \times \text{消費税等}$$

費用	総費用（施設を1年間運用するためにかかった費用）		
	施設全体の原価（対象費用）		対象外費用（土地代など）
財源	控除財源（補助金収入等）	受益者負担額 （使用料等）	公費負担額 （市税など）
	料金原価から控除	← 25% →	← 75% →

← 対象外 →  
受益者負担割合が25%の場合のイメージ

#### ①施設全体の原価

サービス提供に必要な費用のうち、料金原価の対象となる費用（人件費、物件費、維持補修費、補助費、施設整備費など）。

#### ②控除財源

料金原価の財源となる受益者負担金以外の収入（建設や運営にかかる補助金など）。

#### ③受益者負担割合

料金原価に対するサービス利用者（受益者）の負担割合。公共性と収益性の基準により受益者負担割合を設定。

#### ④受益者負担額

施設等を利用した方が負担する使用料等のこと。料金原価に、サービスごとの負担割合を乗じて算出。

#### ⑤公費負担額

サービス提供に必要な費用の財源として、サービス利用者（受益者）の負担では賄えない部分に充当する市税などの一般財源。



## 5. 今回の見直しについて

### 1) 算定結果について

【使用料】 53件(適正化の対象外11件を除く)

算定区分				計
改正	改正なし			
	増減10%未満	類似施設(※1)	その他(※2)	
8	9	35	1	53

・今回改正予定の8件は経過措置中のものであり、段階的な値上がりを行っている施設である。

【手数料】 7件(適正化の対象外1件を除く)

算定区分				計
改正	改正なし			
	増減10%未満	類似施設(※1)	その他(※2)	
0	6	1	0	7

(※1) 他都市施設や民間施設と比較し、料金設定を行っているもの。

(※2) 墓地使用料は、永代使用料(当初1回のみ)であり、ランニングコストがかかっておらず、改正を要しないもの。

### 2) 改正理由

① 令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行したこと。

② 令和元年度と比較して、利用件数が戻りつつあること。

③ 受益者負担適正化指針の中で概ね3年ごとに見直しを行うこととしており、財政規律の確保が求められていること。

## 6. 対象条例一覧

【使用料】53件

	条例名	受益者 負担割合	算定区分				
			経過措置	改正	改正なし		
					原価増減 10%未満	類似施設と調整	その他
1	佐世保市男女共同参画推進センター条例	25%	○	○			
2	佐世保市福祉活動プラザ条例	25%	○	○			
3	佐世保市コミュニティセンター条例	50%	○	○			
4	佐世保市都市公園条例	75%	○	○			
5	佐世保市吉井地区及び世知原地区体育施設条例	75%	○	○			
6	佐世保市小佐々地区体育施設条例	75%	○	○			
7	佐世保市鹿町地区体育施設条例	75%	○	○			
8	佐世保市総合教育センター条例	75%	○	○			
9	佐世保市障害者文化体育施設条例	25%			○		
10	佐世保市労働福祉センター条例	50%			○		
11	佐世保市産業支援センター条例	75%			○		
12	佐世保市吉井活性化センター施設条例	75%			○		
13	佐世保市世知原活性化施設条例	75%			○		
14	佐世保市吉井構造改善センター条例	75%			○		
15	佐世保市しかまち活性化施設条例	75%			○		
16	佐世保市青少年教育センター設置条例	75%			○		
17	佐世保市漁民総合センター条例	50%			○		
18	佐世保市教育集会所条例	25%				○	
19	三川内焼伝統産業会館条例	50%				○	
20	佐世保市老人・身体障害者憩いの家条例	50%				○	
21	させぼ市民活動交流プラザ設置条例	50%				○	
22	佐世保市烏帽子岳散策の森条例	75%				○	
23	佐世保市博物館島瀬美術センター条例	75%				○	
24	佐世保市民文化ホール条例	75%				○	
25	アルカスSASEBO 条例	75%				○	
26	佐世保市烏帽子岳高原リゾートスポーツの里設置条例	75%				○	
27	佐世保市東部クリーンセンター余熱利用施設エコスパ佐世保設置条例	75%				○	
28	佐世保市鹿町温泉施設条例	75%				○	
29	佐世保市世知原温浴・宿泊施設条例	75%				○	
30	佐世保市体育文化館条例	75%				○	

条例名	受益者 負担割合	経過措置	改正	算定区分		
				改正なし		
				原価増減 10%未満	類似施設と調整	その他
31 佐世保市総合グラウンド条例	75%				○	
32 佐世保市東部スポーツ広場条例	75%				○	
33 佐世保市北部ふれあいスポーツ広場条例	75%				○	
34 佐世保市温水プール条例	75%				○	
35 佐世保市宇久地区体育施設条例	75%				○	
36 佐世保市江迎地区体育施設条例	75%				○	
37 西海国立公園九十九島動植物園条例	75%				○	
38 九十九島パールシーリゾート条例	75%				○	
39 佐世保市斎場条例	75%				○	
40 佐世保市霊園納骨堂条例	75%				○	
41 佐世保市宇久ターミナルビル条例	75%				○	
42 佐世保市白浜キャンプ場条例	75%				○	
43 佐世保市白浜海浜公園条例	75%				○	
44 佐世保市白岳自然公園条例	75%				○	
45 佐世保市長串山公園条例	75%				○	
46 佐世保市高砂駐車場条例	100%				○	
47 佐世保市営アルファ駐車場条例	100%				○	
48 佐世保市市営島瀬駐車場条例	100%				○	
49 佐世保公園駐車場条例	100%				○	
50 佐世保市早岐駅東口駐車場条例	100%				○	
51 佐世保市立図書館設置条例	100%				○	
52 佐世保市立看護専門学校条例	100%				○	
53 佐世保市墓地使用料条例	75%					○

【手数料】7件

条例名	受益者負担割合	算定区分				
		経過措置	改正	改正なし		
				原価増減 10%未満	類似施設と調整	その他
54 佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	100%			○		
55 佐世保市立急病診療所条例	100%			○		
56 佐世保市保健所及び保健福祉センター条例	100%			○		
57 佐世保市飼い犬等の管理に関する条例	100%			○		
58 佐世保市子ども発達センター条例	100%			○		
59 佐世保市税条例	100%			○		
60 佐世保市宇久家畜診療所条例	100%				○	

【使用料(適正化の対象外)】11件

条例名	対象外の理由
61 佐世保市児童交流センター条例	無料施設
62 佐世保市児童館条例	無料施設
63 佐世保市浦頭引揚記念資料館条例	無料施設
64 佐世保市文化財展示施設条例	無料施設
65 佐世保市行政財産使用料条例	財産価値によって設定しているもの
66 佐世保市漁港管理条例	国・県の算定方法や基準に合わせているもの(長崎県漁港管理条例、佐世保市港湾管理使用条例)
67 佐世保市道路占用料徴収条例	国・県の算定方法や基準に合わせているもの(国土交通省告示)
68 佐世保市都市下水路条例	国・県の算定方法や基準に合わせているもの(国土交通省告示)
69 佐世保市準用河川流水占用料等徴収条例	国・県の算定方法や基準に合わせているもの(国土交通省告示)
70 佐世保市法定外公共物管理条例	国・県の算定方法や基準に合わせているもの(国土交通省告示)
71 佐世保市高齢者生活福祉センター条例	国・県の算定方法や基準に合わせているもの(平成13年5月15日厚労省通知)

【手用料(適正化の対象外)】1件

条例名	対象外の理由
72 佐世保市屋外広告物条例	国・県の算定方法や基準に合わせているもの(長崎県屋外広告物条例)